

市政電話サービス
 市へのご意見・ご要望は休日など執務時間外でしたら
 意見・要望承り電話
4444
 声の「広報あしや」
4894 市政ニュースを24時間
 中お聞きいただけます

広報あしや

芦屋市の人口と面積
 — 7月1日推計人口 —

人口総数	73,876	世帯数	21,651
男	35,584	面積	16.07km ²
女	38,292		

昭和47年 8月20日 第278号 発行所 芦屋市精道町7-6 芦屋市役所 発行人 芦屋市長 編集 公聴広報課 印刷所 オール出版印刷 毎月2回5日20日発行 全世帯配布 昭和29年1月25日第3種郵便物認可(定価2円)

九月十日は市長選挙

投票はあなたがする政治

市長の任期が九月十五日に満了しますので、九月十日の日曜日市長選挙が行なわれます。したがって選挙運動は、選挙期日の告示日の八月三十一日から始まり、わたたくしたの日常生活は、すべて政治と密接な関係にあります。特に今回の選挙は、市の将来の方向と施策を決定し、実施する市の代表者である市長を選ぶのです。ですから、これからの市民生活を左右するものと言つて過言ではないでしょう。わたたくしたの持つべき貴重な一票一票を、よく見、よく聞き、よく考えてわたたくしたの代表者を選びましょう。

投票できる人

- 1 昭和三十七年九月十一日まで生まれた人
- 2 本市に住所を有している人
- 3 昭和三十七年五月三十日まで住民票の作成(転入者の場合は、この日までに転入の届出)をし、引き続き住民基本台帳に記録されている人

投票する場所

投票は、すべて決められた投票所で行なうことになっております。今回の選挙における投票所は、左の表のとおりです。投票所の場所が一部変わっております。通知書を午前七時から午後六時までの間

選挙の通知書

永く選挙人名簿に登録されている人で、今回の選挙に投票できる資格のある人に対して配付いたします。これは選挙期日の通知と選挙資格の有無をお知らせするためと投票をする人の確認をすみやかに進めたいという目的で行なっています。投票当日には、投票所へお忘れなくお持ちください。ただし、途中で紛失したり、忘れたらしたときは、通知書を再発行いたしますので、ご遠慮なく投票所の係員に申し出て下さい。通知書は、今月の末頃までに有権者のみなさんのお手元にお届けします。ただし、住所を異動した人については、この通知書が届か

あなたの投票所

区	域(町)	投票区	投票所	所在地
1	精道	幼稚園	精道幼稚園	精道町7-12
2	平田	公園庭球場	松浜町4-4	松浜町4-4
3	北松	集会所	竹園町5-6	竹園町5-6
4	浜西	幼稚園	浜町1-20	浜町1-20
5	東宮	中学校	南宮町9-7	南宮町9-7
6	上宮	保育所	宮川町4-10	宮川町4-10
7	楠打	小籠幼稚園	打出小籠町2	打出小籠町2
8	翠ヶ丘	集会所	翠ヶ丘町9-15	翠ヶ丘町9-15
9	六麓	朝日幼稚園	岩園町24-3	岩園町24-3
10	東山	老人憩の家	大原町23-1	大原町23-1
11	奥山	山手幼稚園	東芦屋町167	東芦屋町167
12	山芦	安楽寺	西山町33	西山町33
13	船戸	甲陽病院駐車場	松ノ内町3-2	松ノ内町3-2
14	茶屋	市民会館	業平町8-24	業平町8-24
15	川西	芦屋保健所別館	公光町4-28	公光町4-28
16		青少年センター	川西町15-3	川西町15-3

注 太字の投票所は、今回変更したところです。



昭和46年度選挙啓発ポスター (特選 山手中学校 榎村まりえ)

【投票の順序】
 まず、選挙人名簿を確認するために自分の通知書を名簿対照関係に提出してください。
 次に投票用紙交付係で通知書と引き換えに投票用紙を受けとってください。
 投票用紙への記入は、投票記載台において用意してあります鉛筆で記入してください。
 記入された投票用紙は、お渡しするときに折っている折目(「は」の字)の折りに折って投票箱に入れてください。あまり細かく折られると開票の際に破損する恐れがありますので、ご注意ください。
 【代理投票】
 投票は、自分で書くことが原則ですが、からだの不自由であったり、自分で字を書くことができない人は、投票管理者に申し出ればかわって書いてもらうことができます。代理投票の制度があります。
 この場合、投票管理者は、投票所の事務従事者の中から二人の補助者を選び、一人に代筆をさせ、一人をこれに立ち合わせます。この折られると開票の際に破損する恐れがありますので、ご注意ください。
 【代理投票】
 投票は、自分で書くことが原則ですが、からだの不自由であったり、自分で字を書くことができない人は、投票管理者に申し出ればかわって書いてもらうことができます。代理投票の制度があります。
 この場合、投票管理者は、投票所の事務従事者の中から二人の補助者を選び、一人に代筆をさせ、一人をこれに立ち合わせます。こ

不在者投票

投票は、投票日に定められた投票所へ行ってするのが原則です。しかし、やむを得ない事情のため投票日に投票所へ行けない人のために不在者投票という特別な制度が設けられています。
 【不在者投票の条件】
 1 投票当日、投票区域外で職務または業務に従事すること。
 2 投票当日、やむを得ない用務または事故のため、本市の区域外に旅行中または滞在中であること。

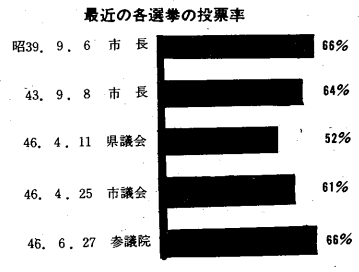
3 県選管の指定を受けた病院等に入院中であること。または病気が、負傷、老衰、身体の故障などが原因で投票当日には、歩くことが非情に困難になると思われること。
 【不在者投票の期間】
 選挙期日の告示をした八月三十一日から選挙期日の前日の九月九日までの間の、午前八時三十分から午後五時までの間です。
 【不在者投票をする場所】
 選挙当日の不在事由により、その方法、場所は若干異なります。
 1 投票当日の不在事由により、その方法、場所は若干異なります。
 2 投票当日、やむを得ない用務または事故のため、本市の区域外に旅行中または滞在中であること。

立会演説会

候補者の意見は、ジックリと聞きましよう。候補者の意見は、街頭演説、個人演説会によって聞くことができます。次に、より行なう立会演説会により聞くこともできます。
 立会演説会は、選挙管理委員会が開催するもので、参加の申出を定めた候補者全員(ただし、申出者が一人の場合は開催しません)が

開票

開票は、投票日九月十日の午後七時三十分から、精道小学校講堂において行ないます。
 開票の参観は、本市の有権者であれば自由にできますが、会場の設備の都合で入場を制限することがありますのでご了承ください。なお、会場に入場できない人は、市庁舎正面に設置する開票状況視報板をご覧ください。



- 1 正規な投票用紙を使っているもの
- 2 候補者でない者の氏名を書いたもの
- 3 一枚の投票用紙に二人以上の氏名を書いたもの
- 4 候補者の氏名のほかに余分のことを書いたもの
- 5 だれに投票されたかわからないもの
- 6 記号や符号と他のことを書いたもの
- 7 白紙で投票されたもの

候補者へ要望書

芦屋市明るく正しい選挙推進協議会では、このほど候補者をはじめ選挙運動にたずさわる方々が正々堂々と運動をしていただくため、それらの方に対して、次のような要望をいたしました。
 市民のみなさん、あなたの見守る眼によって明るく正しい選挙が行なわれ、私たちのすぐれた代表者が選ばれます。
 貴重な一票を生かすため、大切に使いましょう。

このたび芦屋市長選挙に立候補を予定されておられるあなたさまに、私たちが協議会では、小からご健闘をお祈りいたします。
 市民生活に直接つながりの深いこの選挙に、あなたさまが市民の代表としての高い誇りと正しい姿勢で臨まれて、明るく正しい選挙運動を展開されますことを私たちが切に期待し、要望して止まない次第でございます。
 選挙を通じて、市民と市政がよい合うことを念願いたして、お喜びくださるの意のあることをご理解いただき、関係者に対して十分なるご配慮とご指導をお願いするものでございます。
 あなたさまのご多幸を心からお祈り申し上げます。
 昭和四十七年八月十日
 芦屋市明るく正しい選挙推進協議会
 会長 広瀬 勝代
 副会長 殿

選挙についてのお問い合わせは、市役所四階の選挙管理委員会事務局(電話②二二一)へどうぞ。

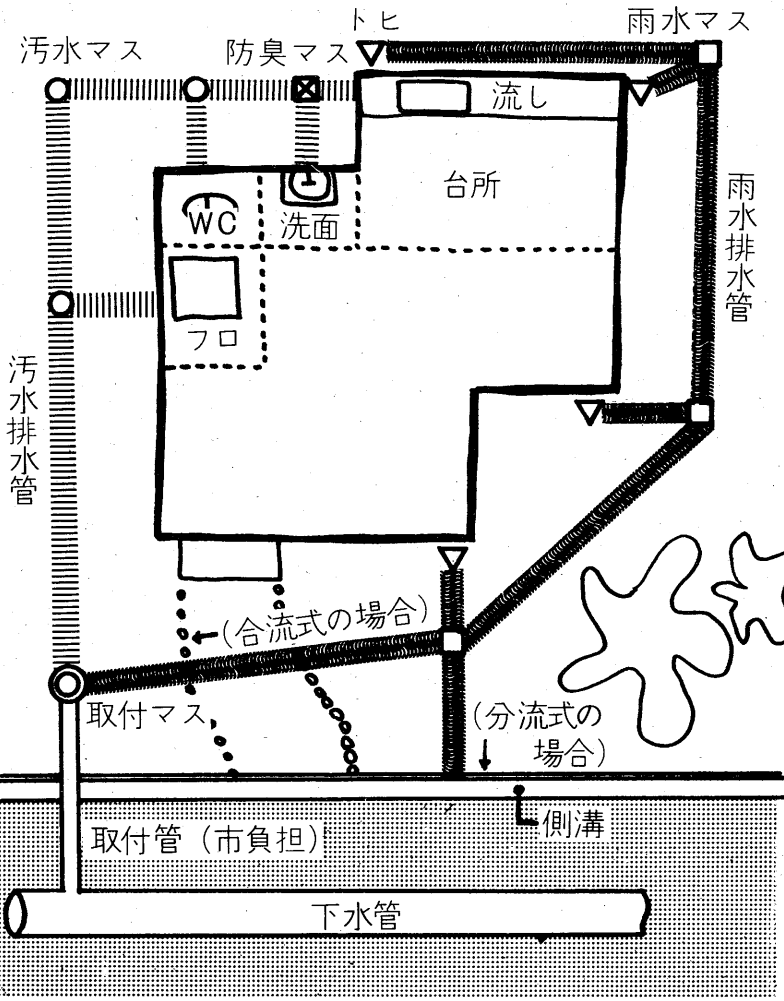


下水管がはいったら 排水設備の取付を

下水管が布設された地域(右ページ参照)では、できるだけ早くその下水管を使用できるように、排水設備を設けていただく必要があります。そうしないとせっかく生活環境をよくするために、家庭内の汚水と雨水を取

付マスを集めて下水管へ流すわけですが、この取付マスの設備全体をさします。具体的には取付マス、排水用の管および汚水マスを、さらには水洗用の便器までも含みます。これらの設備を適正に

排水設備の平面図(一例)



便所の早ければ49年に 水洗化

前ページでもお知らせしましたように、早ければ昭和四十九年一月から便所の水洗化ができるようになります。このため、市下水道部ではいろいろ準備を進めています。なにより四十八年度中に下水管の布設が完了する阪急以南の全域が対象となり、約四千八百戸の便所を水洗化していくこととなります。したがって、それだけの工事ができる態勢をどうやってつくるか、がいちばん大きな課題です。また、できるだけ簡単な手続きで、要望に早くこたえて工事できるような方法をとるべく検討を進めています。

水洗化をしなければなりません。そして、便所を水洗化する義務は、家屋の所有者に負わされています。もちろん家主と同居者の間で話し合いがつけば、どちらが負担してやってもいいわけですが、同居者が変わるなどによりトラブルのもとになることが多いので、原則的には家屋の所有者に義務を負わせるわけですね。他市の例などを見ますと、家主と同居者の間がうまくいっていない場合、おたがいに押しつけ合いとなっていて、水洗化の改修が遅れるケースが多くなっています。ですから、家主との話し合いを前々からいっしょにしておいてください。また、家主さんにも便所の水洗化が生活環境をよくするのにかたにたいして、また浄化をうたうにたいして、便所一戸あたり一万五

配置して家庭内の排水をしていただくわけですね。また、これら排水設備の末端、つまり取付マスから下水管へつなぐ工事を「取付工事」といい、この工事は市の費用で各戸ごとに一カ所ずつ設置することになっています。そして実際にこの工事を行うのは、道路を何度掘りかえさなければならないために、下水管を埋める工事と平行して行なわれます。したがって、その地域では早急に取付工事を行なう位置を各戸ごとに決めていただく必要があります。そのため、市の係員が各戸ごとに伺って、その位置や排水設備の位置について相談いたします。



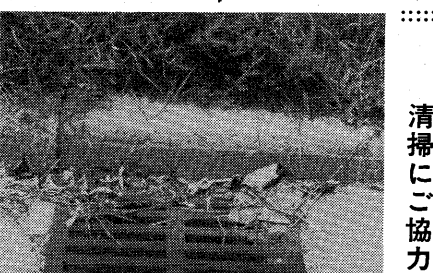
家庭の排水管と下水管を直結する取付工事は市費で行ないます。

排水を妨げるごみ 清掃にご協力ください

六月八日朝の集中豪雨で市内数カ所が浸水し、市民のみならずご迷惑をおかけしました。市下水道部では、直ちに原因を調査し、問題のあるところの対策にとりかき、今後の万全を期しています。

浸水の原因としては、①記録的な集中豪雨であったこと、②下水管の構造およびその経路に問題のあるところがあったこと、③下水管の中に土砂がたまり積っていたこと、④道路上の雨水マス、水路側溝に多くのごみがつまっていたこととがあります。

これらについてはそれぞれ、市でも対策を急いでいますが、ご協力をお願いいたします。①記録的な集中豪雨であったこと、②下水管の構造およびその経路に問題のあるところがあったこと、③下水管の中に土砂がたまり積っていたこと、④道路上の雨水マス、水路側溝に多くのごみがつまっていたこととがあります。



千円程度を予定しています。貸付金については、現行制度としてある排水設備築造貸付金三万円を九万円程度に引き上げることを予定しています。助成金は返済しなくてもいいわけですが、貸付金は月三千円で無利子の返済にする予定です。助成金と貸付金を合わせますと、十萬五千円の資金を市からご都合するわけで、標準的な家屋で水洗工事をする場合にほぼこの程度で済みますので、一度に大きな負担をおかけしないですむものと考えています。貸付金の制度を広く活用ください。

それにかかる経費が不要になることをご理解いただいて、できるだけ早く直結工事をしていただきたく思います。

便所の水洗化を現実化していくのは市民のみならずになるわけですが、それにはかなりの負担をかけることとなります。そのため、国においても、できる限りの資金援助をうけていただくことになっておられます。本市でもその方針を受けて助成金・貸付金の制度化を検討しています。

便所の水洗化にあわせて、助成金・貸付金の制度化も現在検討しています。いまのところ助成金については、便所一戸あたり一万五

をはじめ、駅、学校、病院、神社、寺院にいたるまで、あらゆる種類の事業すべてについて経営組織、事業内容や従業員数など8項目を聞きとり調査します。

この調査は国勢調査とならびもっとも基本的な調査で、統計法に基づく指定統計調査です。したがって、統計以外の目的で、たとえば課税など不利益な面や直接利害関係を伴うようなことには、いっさい使用しませんし、調査内容を他にもらすようなことは法律上固く禁じられています。近く総理府統計局長名による調査員証をもった調査員が、各事業所ごとに伺いますので、正しい申告についてご協力をお願いします。

総理府統計局は、9月1日から全国いっせいに事業所統計調査を実施します。事業所統計調査というのは、都道府県、市区町村ごとの事業所数、従業員数の規模やその産業別構成などを明らかにし、各種行政の基礎資料にするため行なうもので、事務所、工場、営業所、飲食店、旅館

市敬老年金の申請 明治32年1月1日以前に生まれたかたで、本市に1年以上住所のあるかたに市の敬老年金が支給されます。この資格があり、また市敬老年金を受けておられないかたは、至急にはんこを持って市役所分庁舎の社会課へおこしくください。ご家族のかたでも結構です。

市児童手当の所得状況届の提出 市の児童手当を受けているかたは、今月末までに市役所分庁舎の社会課へ所得状況届を提出してください。なお、次の要件に該当されるかたもお忘れなく手続きをしてください。①18歳未満の児童を4人以上養育されて

市県民税・下水受益者負担金の納期 市県民税の第2期分は、8月31日(木)が納期限です。市指定金融機関(市役所内)かもよりの取り扱い銀行へお納め願います。なお、郵便局なら県内すべての郵便局で取り扱っています。

また、下水受益者負担金の第2期分も8月31日が納期限です。お早めに納付願います。納付書を紛失された人は市役所3階の下水道総務課へご連絡ください。ことし1年分または残額のすべてを納付される場合は、納付書を持って市内銀行でお納めいただきますと、前納報償金をその場で払いもどいたします。

市民の黒板

市役所の電話 ③2121

スポーツ教室

市立体育館で開かれるスポーツ教室のうち、次の種目の定員にまだ余裕がありますので、参加をご希望のかたは、市立体育館・青少年センター(川西町15番3号)へお申し込みください。

- 少年剣道教室
- 少年柔道教室
- 少年少女卓球教室
- 少年少女バドミントン教室
- 中・高校弓道教室
- 婦人弓道教室
- 婦人健康体操教室(金曜日午後の部)
- 芦屋ヘルスクラブ

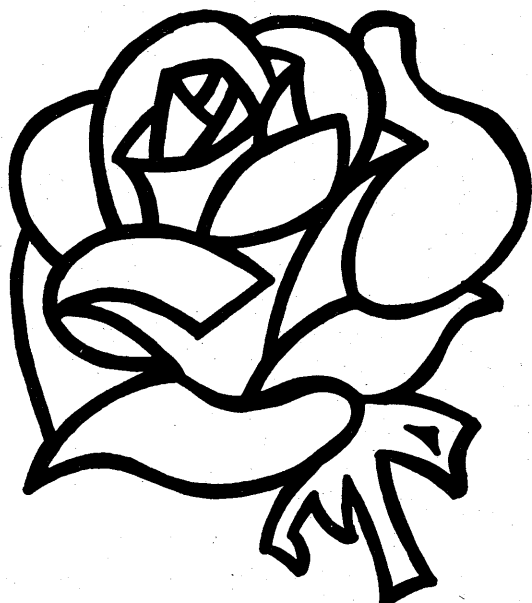
47年度 芦屋市の交通災害共済

わずかな掛金で大きな安心

- 加入資格 芦屋市在住者で住民票に記載されている方または外国人の登録をしている方
- 掛金 1人年額 300円
- 有効期間 加入の日から昭和48年3月31日まで
- 共済金は 国内ならどこで交通事故にあっても適用されます。お支払いは、迅速に会員証、事故証明、診断書、印鑑のみで支払われます。
- お問い合わせは 芦屋市市民部環境安全課へ(電話③2121内線 383)

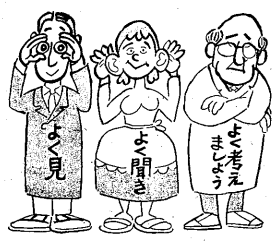
9月10日(日)

市 長 選 挙



白バラは…明るく正しい選挙のシンボル・マークです

忘れずに投票しよう



③選挙事務所、選挙運動用自動車、個人演説会を開催中の会場などは、ポスター、立札、ちようちん看板の類を掲示できません。また、候補者が使用する、たすき、胸章、腕章の類もさしつかえありません。ただし、これらの文書図画には、大きさ、数量、掲示箇所などに一定の制限があります。

④候補者は、選挙運動期間中二回に限り新聞広告ができます。広告の寸法は、横九・六センチ、縦二・四センチ以内です。その内容には制限はありませんが、場所は記事下に限られ、色刷りはできません。

⑤候補者は、自己の政見発表、選挙人への投票依頼等の選挙運動のために個人演説会を開催できます。その回数には制限はありません。

⑥街頭演説は、午前七時から午後八時までの間に、市選管から交付された旗を掲げて行なわなければならないとします。また、運動員は十

五人まで、一定の腕章を着用しなければなりません。

⑦選挙事務所の数は、候補者一人について一カ所です。選挙事務所が投票所から三百メートル以内の区域にあるときは、投票日にはこの区域外に異動するか閉鎖しなければなりません。

⑧自動車・拡声機の使用は、乗用車一台、拡声機一揃えを使用できますが、市選管から交付された選挙運動用の表示をしなければなりません。また、乗用車には、候補者と運転手のほか四人まで乗ることができ、この場合も、定められた腕章を着用しなければなりません。

⑨してはいけない選挙運動

①選挙運動のために選挙人の家を一戸一戸訪問することは「戸別訪問」となり禁止されています。

②戸別訪問は家庭に限らず、商店、会社等も含まれます。また、家中に入らず軒下で面接する場合、面会を拒絶された場合、演説会の開催または演説を行なうことを

知っておきたい 選挙運動のABC



どうかしたり、演説、集会、交通等を妨害したり、選挙用のポスターを破いたりして、選挙の自由を妨げると処罰されます。

▼選挙運動費用の制限

選挙には多くの経費を要しますが、これを規制しないと、資金に恵まれた人のみが当選し、金がない人は、いかに有能な人であっても住民代表に選出されないというおそれがあり、私たちの心をこめたい一票も、何ら反映することのない政治ということになります。このため、公職選挙法においては、選挙運動費用の最高額を定めて、その範囲内であれば支出できないものとし、これを超えて支出したり、支出させたりしたときは、出納責任者が処罰され、候補者は連座制により当選は無効となります。

今回の市長選挙の選挙運動費用の制限額は、今月末に確定しますが約百十万円程度です。

▼確認団体のできる政治活動

本来、政治活動は平時・選挙時を問わずすべて自由なわけです。しかし選挙の実態は、政治活動と選挙運動とを明確に区分できるほど単純なものではなく、選挙時における政治活動は極めて選挙運動にまぎらわしくなっています。したがって、選挙時においては、純粹な政治活動であってもこれを規制するとともに、他方に政党等による健全な選挙運動を育成するために政治団体が一定の条件のもとに次の政治活動を行なうことを認められています。

①政談演説会を二回以内開催できる。

②街頭政談演説を午前七時から午後八時までの間は自由に開催できる。

③政治活動用自動車一台、政策の普及、宣伝および政談演説会開催の告知のために使用できる。

④立札・看板の類を掲示できる。

⑤政治活動用ポスターを千枚掲示することができる。この場合市選管の交付する証紙をはわなければならない。

⑥政治活動用ヒラを二種類頒布することができる。

⑦機関紙(誌)に選挙に関する報道・評論を掲載することができる。